

助成額拡充中!!



しあわせ
多彩区
Shinagawa City

令和7年4月発行

道路沿い等のがけ・擁壁の

改修等を支援します。

自然のがけ地や古くて傷んだ擁壁に対して安全化への最大の効果を発揮する、擁壁改修工事費の一部を助成することで、災害に強いまちづくりを目指します。

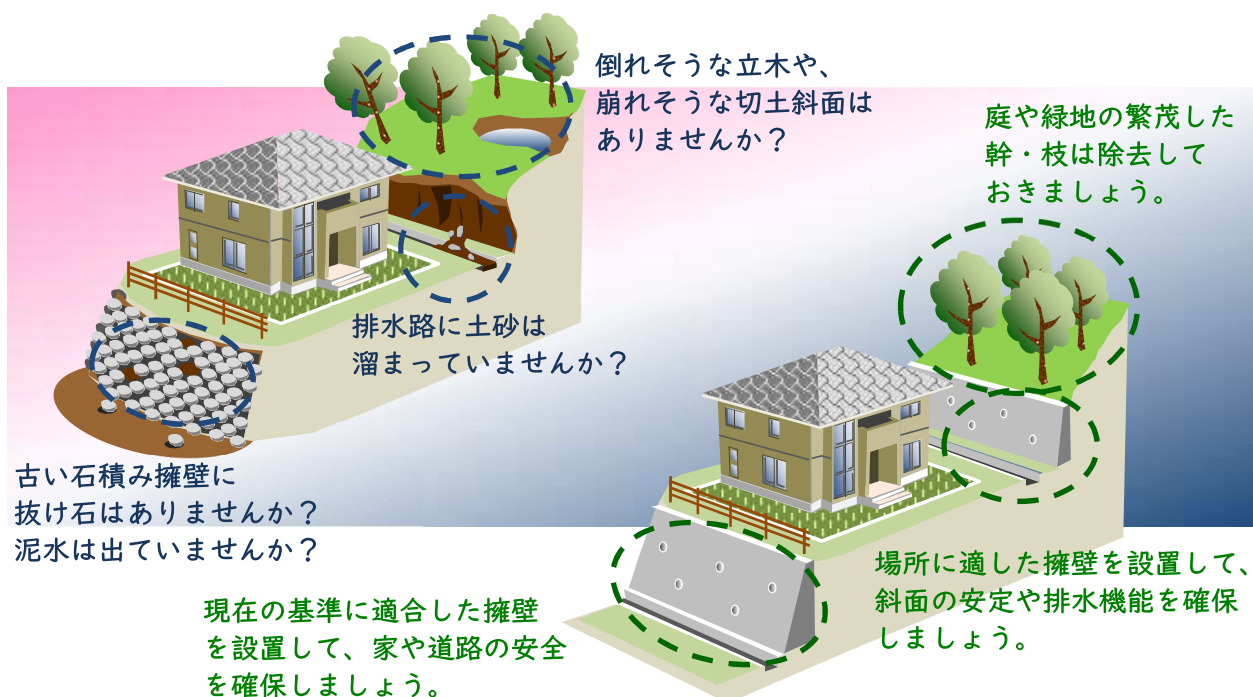
がけ・擁壁の危険性と安全化対策の必要性

- 近年の気象変動による大型台風やゲリラ豪雨が原因で、土砂災害の危険性が高まっています。
- 大規模地震でがけや擁壁が崩れると、周囲の人や家への被害に加えて、道路がふさがれて避難活動や消火活動を遅らせてしまうことがあります。



こんな状態になっていませんか！？

ー 土地所有者は、がけ・擁壁の安全確保に取り組みましょう。ー



改修工事費助成制度の内容

【助成の対象となる方】

がけ・擁壁を所有している方（下記表①②の対象がけ）

※ 下記表 D についてはがけ・擁壁の下部に接する土地の所有者に限る。

【助成内容】

対象がけ	対象工事	改修工事	補強工事	防護壁工事
① 土砂災害警戒区域内のもの	拡充	A：擁壁の新設 工事費の 1/2 上限 2,000 万円	C：がけ・擁壁の 工事費の 1/2 上限 100 万円	D：防護壁新設 工事費の 1/2 上限 200 万円
② 区内の道路または公共施設に面するもの	拡充	B：擁壁の新設 工事費の 1/2 上限 600 万円		

※ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（開発許可）（昭和 43 年法律第 100 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、東京都建築安全条例の定める基準に適合した工事が助成対象となります。

※ 上記表②については、高さ2メートルを超え、かつ、傾斜角30度を超えるものに限る。

※ 上記表 A については、土砂災害特別警戒区域の指定解除につながる対象工事を含む。

【対象工事のイメージ】

A B：擁壁の新設

C：補強工事

D：防護壁の設置



※ 上記画像はあくまでもイメージのため詳細については協議となります。

助成金交付までの流れ

①区との事前協議

※助成対象となる工事が事前に協議を行います。

②助成申請書の提出

※助成対象となった工事は必要書類を添えて申請書を提出します。

③申込者への通知

※申請の内容を審査し、助成決定した場合、申請者に通知します。

⑥助成金交付請求

※交付請求後、助成金を支払います。

⑤助成金交付申請

※工事完了後、区で完了検査を実施します。

④工事契約・着手

※区で指定した工程に達した時に中間検査を実施します。

助成決定

※申請に必要な申請書類等については、右の QR コードより区ホームページをご覧ください。



しあわせ多彩区
Shinjuku City

問合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当（構造）
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 本庁舎 6 階
電話：03-5742-9172 FAX：03-5742-6898

